

【岡山県】確認・検査申請手数料一覧(令和8年4月1日)

1 確認申請(基本額)、中間検査及び完了検査(基本額)手数料

区分	関係条文 (建築基準法)	a:床面積の合計(m ²)	手数料(円)			
			確認申請 (基本額)	中間検査	完了検査(基本額)	
					中間検査なし	中間検査あり
建築物	【確認申請】 第6条第1項	$a \leq 100$	15,770	15,760	16,890	16,880
		$100 < a \leq 200$	24,800	23,660	24,790	23,650
		$200 < a \leq 500$	38,340	34,940	37,200	36,080
	【完了検査】 第7条第1項	$500 < a \leq 1,000$	57,490	55,250	60,910	57,490
		$1,000 < a \leq 2,000$	82,330	74,430	83,450	78,940
		$2,000 < a \leq 10,000$	218,840	151,150	174,850	168,060
	【中間検査】 第7条の3 第1項	$10,000 < a \leq 50,000$	380,210	259,470	298,960	291,070
		$50,000 < a$	622,760	446,740	509,940	504,300

※計画変更確認申請の場合は、変更にかかる部分の床面積の二分の一の面積について算定します。

※計画通知についても上記の手数料を適用します。

区分	関係条文 (建築基準法)	手数料(円)		
		確認申請	計画変更	完了検査
エレベーター／エスカレーター	第87条の4	13,520	7,860	20,270
小荷物専用昇降機		6,740	3,350	12,390
工 作 物	第 88 条	12,370	6,740	14,640

※計画通知についても上記の手数料を適用します。

2 確認申請(加算額)手数料(仕様基準により省エネ基準への適合を評価する場合)

区分	a:床面積の合計(m ²)	確認申請(基本額)への加算手数料(円)
一戸建ての住宅 ※非居住部分を有しないもの	$a < 200$	13,860
	$200 \leq a$	15,320
共同住宅等 ※共同住宅、長屋 その他の 一戸建ての住宅以外の住宅	$a < 300$	25,550
	$300 \leq a < 2,000$	40,150
	$2,000 \leq a < 5,000$	63,520
	$5,000 \leq a$	82,510

※加算の考え方は別紙の「確認申請手数料の考え方」を参照のこと

3 完了検査(加算額)手数料(省エネ基準適合義務建築物の場合)

区分	a:床面積の合計(m ²)	完了検査(基本額)への加算手数料(円)
一戸建ての住宅	—	5,100
共同住宅等 ※共同住宅、長屋 その他の 一戸建ての住宅以外の住宅	$a < 300$	10,210
	$300 \leq a < 2,000$	21,900
	$2,000 \leq a < 5,000$	48,920
	$5,000 \leq a$	87,630
非住宅建築物 ※非居住部分のみにより 構成される建築物 ※工場及び倉庫等を除く	$a < 300$	10,210
	$300 \leq a < 1,000$	17,890
	$1,000 \leq a < 2,000$	29,200
	$2,000 \leq a < 5,000$	87,630
	$5,000 \leq a < 10,000$	138,750
	$10,000 \leq a < 25,000$	175,260
複 合 建 築 物	共同住宅等の加算手数料 + 非住宅建築物の加算手数料	219,080

※加算の考え方は別紙の「完了検査手数料の考え方」を参照のこと

<お問合せ先>

岡山県土木部都市局建築指導課建築審査班	TEL:086-226-7499
備前県民局建設部管理課建築指導班	TEL:086-233-9847
備中県民局建設部管理課建築指導班	TEL:086-434-7160
美作県民局建設部管理課建築指導班	TEL:0868-23-1260